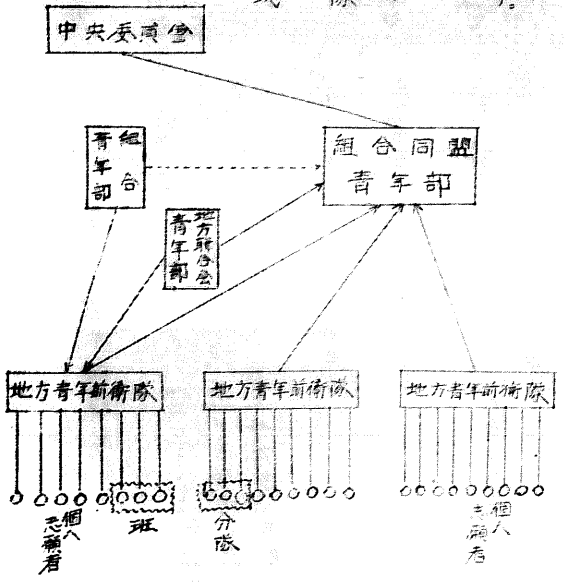


- 一 本部に青年部を設置す。
- 一 組織單位は個人志願者とす。
- 一 個人志願者は地方青年前衛隊を組織す。
- 一 地方青年前衛隊は本部青年部より指導統制するに活動す。
- 一 地方聯合會及び組合同盟青年部は従来の組織を再編する必要なく、地方青年前衛隊と併に活動を促すものなり。
- 一 地方青年前衛隊は事情に應じて班或は分隊を組織す。
- 一 全國大会は當分の同窓のみ。



(14)

婦人及幼年労働者の  
就業禁止並に寄宿舎制度改廃に關する件

(理由)

本案提出の理由に就いては既に一般に論議された所であるが、更にその目的の即時貫徹を期せんが爲に、本大会に提案するものである。今提案理由の要旨を要略し、此は次の如し。

1. 幼年及婦人労働者を本組織のまゝに放置することは資本主義社会として一般に労働階級が労働條件を低下せしめる核機會を与へること。
2. 幼年及婦人労働者は主として紡織、製糖その他繊維工業に使用せられるものなり。その繊維工業は戦國産業中の重要却取をなすものにし、之が組織運動は一日も等閑にすべからず。
3. 然るに此の組織運動の障害をなすものは幼年及婦人労働者を半封建的監禁状態に置き、寄宿舎制度である。然るに此の寄宿舎制度は産業と関連するものありつて、産業を禁止せざるを以て、此の寄宿舎制度の弊害を除くことも殆ど不可能とされる。故に組合運動よりして此の提出は具體的の歩を踏出すものである。

二 社会問題としての重要性